

特 別 支 援 教 育

1 特別支援学級の設置

軽度な障害のある児童・生徒のために、小・中学校には、次の特別支援学級が設置されている。

○知的障害学級 ○自閉症・情緒障害学級 ○肢体不自由学級

これらの学級では、基本的には小学校や中学校の学習指導要領にそった教育が行われているが、児童・生徒の障害の状態や発達段階等に応じて特別な内容できめ細やかな配慮のもとに指導が行われている。

○小学校（13校中12校に27学級）

秩父第一小	花の木小	西小	南小	尾田蒔小	原谷小	久那小
知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	肢体 知的 自閉・情緒
高篠小	大田小	影森小	吉田小	荒川東小	荒川西小	
肢体 知的 自閉・情緒		知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	肢体 知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	

○中学校（8校中6校に9学級）

秩父第一中	秩父第二中	尾田蒔中	高篠中
知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒		知的
大田中	影森中	吉田中	荒川中
	知的	知的	知的 自閉・情緒

2 通級による指導

通級の学級で学ぶ児童は、軽度な障害があるために、学習の効果が十分に上がらない児童が在籍している。このような児童に対して、通常の学級に在籍しながら、障害の程度に応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で行っている。

秩父市には、秩父第一小学校に言語・難聴通級指導教室、花の木小学校と原谷小学校に発達障害・情緒障害通級指導教室が設置されている。また、本年度より秩父第一中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室が設置されている。

3 就学相談

(1) 秩父市障害児就学支援委員会

特別支援教育の充実及び振興を図るため、秩父市障害児就学支援委員会条例に基づき、秩父市障害児就学支援委員会が設置されている。

(2) 定期就学相談

小学校に入学予定の幼児を対象とした、秩父市教育委員会の主催による定期就学相談を通年実施している。

4 特別支援教育

(1) 校内の特別支援体制の整備

LD、ADHD、高機能自閉症等と思われる児童生徒の理解と支援に努める。

(2) 校内委員会の設置

特別な教育的ニーズに応じた支援・指導についてチームで検討するために校内委員会を設置する。

- ・特別な教育的支援が必要な児童生徒への早期の気付き
- ・実態把握と学級担任等の指導、支援方策の検討・立案・実施
- ・校内関係者や保護者、関係機関との連携による個別の教育支援計画や個別の指導計画の立案・作成
- ・全教職員への共通理解と校内研修の実施

(3) 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、担任への支援、校内委員会の運営や推進役としての役割を果たす。

児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、特別支援専門家チーム、巡回相談員、特別支援学校、医療、福祉等の連携に努める。



学童保育

1 秩父市立学童保育室

学童保育室とは、児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了した放課後、及び春・夏・冬休み、土曜日等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全育成を行う施設である。

(1) 対象児童

小学校の児童で、次のいずれかに該当する場合。

- 保護者の労働などにより、昼間の時間に當時家庭が留守で、児童の保育ができない場合
- 保護者が疾病などにより、児童の保育ができない場合
- 保護者が家族の介護等により、児童の保育ができない場合
- その他の理由により、保護者が児童の保育ができない場合

(2) 保育時間

学校の授業日 放課後から午後 6 時 45 分まで

学校の休業日等 午前 7 時 45 分から午後 6 時 45 分まで

(3) 休室日

日曜日・祝日・年末年始

その他災害などにより臨時に休室する場合

(4) 保育料

一人月額 4,200 円

2 放課後児童健全育成委託事業

放課後児童健全育成事業を、民営学童クラブに委託している。

- 原谷学童クラブ (秩父市大野原 2966)
- 原谷第三学童クラブ (秩父市大野原 2966)
- かみたのキッズクラブ (秩父市荒川上田野 994-15)
- 大畑アフタースクール (秩父市大畑町 4-64)

3 私立学童保育室保育料補助

市立学童保育室と市内の私立学童保育室の公平性を図るために、私立学童を利用した児童の保護者に対し、市立学童保育室の月額保育料との差額(2,300 円限度)を補助している。

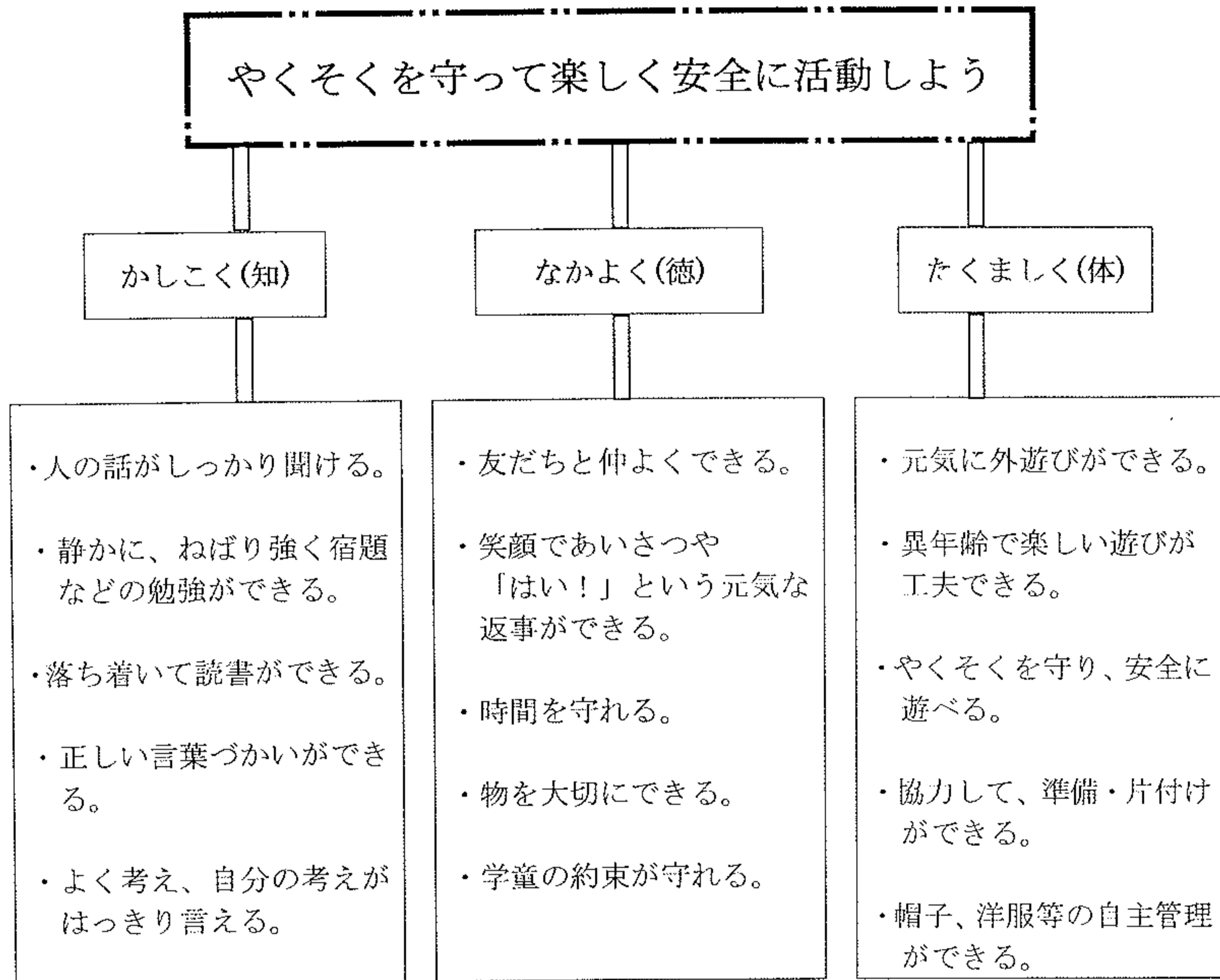
秩父市の目指す学童保育室経営方針

1 経営方針

保護者が常時留守家庭等の学童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、心の居場所をつくるとともに健全な育成を図る。

- (1) 学童が健康・安全に活動し、保護者から信頼される保育に努める。
 - ・保護者の最大の願いは、我が子の健康・安全である。したがって、配慮事項としては、すべての活動の根底に「健康・安全」を意識した保育に努める。
- (2) 学童保育室で生活する楽しさや喜びを学童が感じとれる保育に努める。
 - ・放課後から帰宅するまでの間、学童保育室は学童にとって貴重な生活の場である。したがって、ここに通う学童が「ああ、面白かった！」「楽しかった！」と心から感じる保育に努める。
- (3) 優しい心と規律ある態度を育む保育に努める。
 - ・年齢や生活体験の異なる学童が一緒に生活を送るのが学童保育室である。したがって、他を思いやる優しい心を育むと共に規律を守ることを重視した保育に努める。
- (4) 勉強や読書活動等を適切に取り入れ、学力向上を視野に入れた保育に努める。
 - ・保護者の願いは、健康・安全とともに学力の向上である。したがって、帰宅までの生活時間の中に学習時間を明確に位置づけ、学童が集中して宿題を中心とした学習に取り組める環境を整え、学習を含めた保育に努める。
- (5) 学童保育室だからこそできる異年齢集団生活のよさが実感できる保育に努める。
 - ・「下級生の面倒を見てやり、下級生に喜んでもらった事がうれしかった。」という上級生としての喜び、「やっぱり、お兄さんやお姉さんは何をしてもすごいな！」という下級生のあこがれが実感でき、楽しさあふれる保育に努める。
- (6) 整理整頓や掃除がなされ常に衛生的な保育環境の維持向上に努める。
 - ・掃除がなされている学童保育室は、衛生と健康に配慮している証であり、学童の心が整うと共に、保護者に安心感を与えるための基本的な配慮事項である。
- (7) 学童の安全を守る意識で定期的に施設等の安全点検を行い事故防止に努める。
 - ・安全点検の視点として、物が「落ちないか？」「切れないか？」「倒れないか？」等の視点を定め、学童の安全を常に守る意識で点検することが大切である。
- (8) 家庭や学校・地域(公民館等施設)との連携を深めた保育に努める。
 - ・学童一人一人の健全育成を図ることは、学童保育室だけでできるものではない。学童の実態をより丁寧に把握すると共に、家庭や学校・地域との連携・協力を深めてより効果的な健全育成と学童保育室経営に努める。
- (9) 職員一人一人が使命感をもちチームとしての職場をつくり効果的な保育に努める。
 - ・学童たちは、「ただいま」と言って帰ってくる。温かな学童保育室を運営することは、職員の大きな喜びである。そんな使命感を持つと共に、職員同士が認め合い励まし合って楽しい職場環境をつくり、チームとして団結して保育にあたることが最大の保育力向上となる。

2 保育目標



あいさつのあいことば

あ	あ	かるく
い	い	いえがおで
さ	さ	きに (あいてよりさき)
つ	つ	づける

秩父市ふれあい学校

1 秩父市ふれあい学校とは

児童の放課後等の居場所づくり事業として、市内全小学校に設置し、教育委員会が配置した指導員により、放課後や学校休業日に、学習・遊び・様々な体験活動や交流を通じ、健康で明るい児童の育成を支援することを目的とする。

2 ふれあい学校入校基準

入校することができる児童は、当該小学校に在籍する 1 年生から 6 年生までの児童で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、教育委員会が特に入校が必要であると認めたときは、この限りではない。

- (1) 秩父市学童保育室条例第 6 条に規定する学童保育室入室基準に該当しない児童
- (2) 学校から集団下校等により安全に帰宅することができる児童又は保護者や関係者による迎えを受けることができる児童

3 利用時間

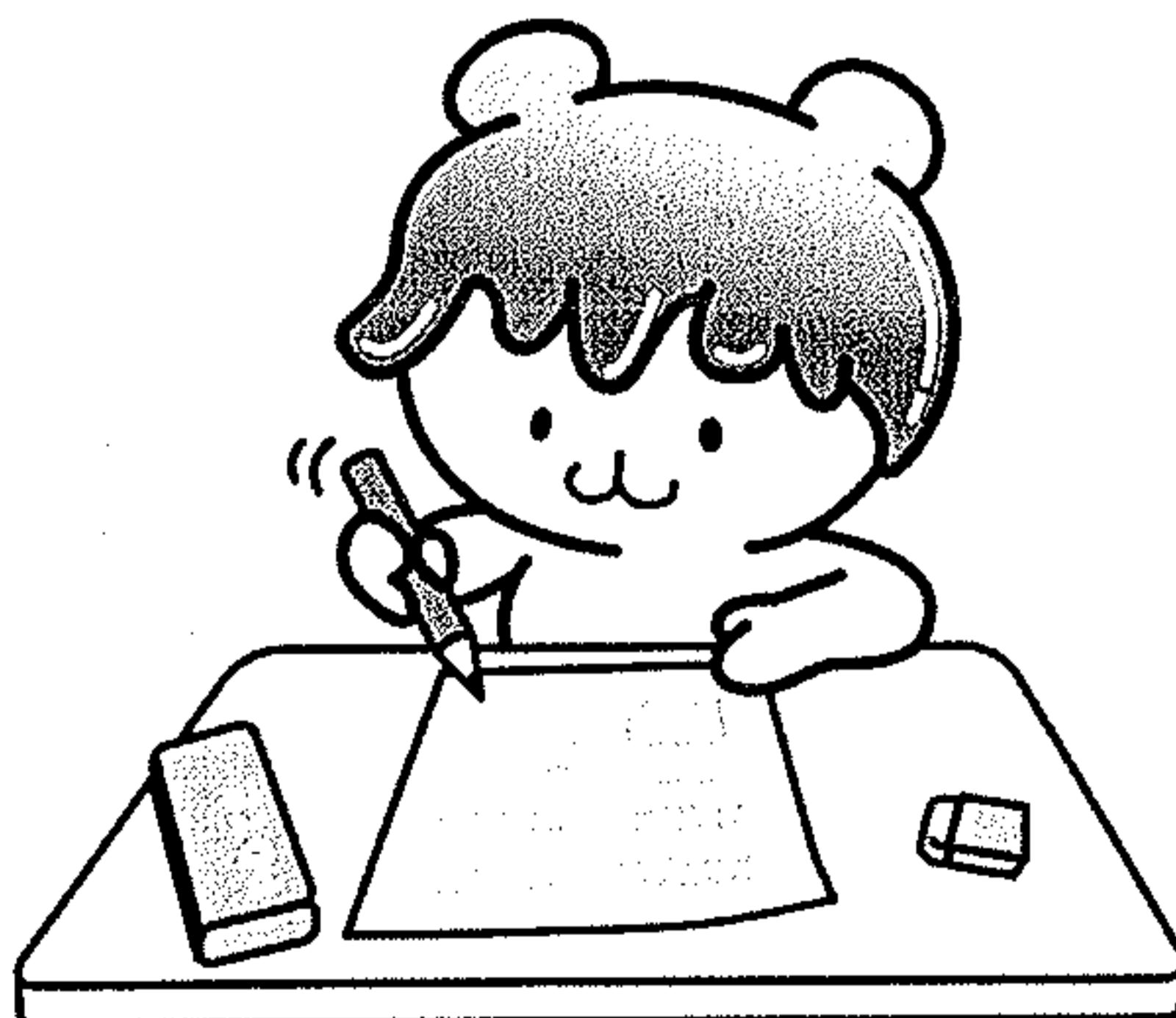
- (1) 当該学校が授業を行う日は、放課後から午後 4 時 30 分まで
- (2) 当該学校の休業日は、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

4 ふれあい学校負担金

負担金は、児童 1 人につき月額 2,000 円

5 休校日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始その他の教育委員会が必要と認めた日



学童保育室・ふれあい学校一覧表

平成30年5月1日現在

No	施設名	所在地	電話番号	教室数	定員	在籍数	指導員数
1	花の木学童保育室	花の木小学校内(上町二丁目21-37)	24-8583	1	40	40	6
2	下郷学童保育室	下郷児童館内(阿保町9-28)	23-5792	1	50	41	6
3	西学童保育室	西小学校内(金室町9-46)	24-2780	1	40	40	6
4	宮地学童保育室	秩父第一小学校内(上宮地町36-11)	23-3900	1	35	33	5
5	中村学童保育室	中村児童館内(中村町二丁目10-14)	22-0713	1	25	26	4
6	影森学童保育室	影森福祉交流センター内(上影森759-2)	25-2230	1	50	52	6
7	ふこう学童保育室	影森公民館内(下影森184)	24-8773	1	50	52	7
8	高篠学童保育室	高篠小学校内(山田2619)	22-5715	2	70	72	11
9	南学童保育室	南小学校内(野坂町二丁目14-29)	25-0287	1	60	40	6
10	尾田蒔学童保育室	尾田蒔小学校内(寺尾2375)	24-7521	1	50	49	6
11	久那学童保育室(休室)	久那小学校内(久那2183-1)	電話廃止	1	30	0	0
12	大田学童保育室	大田小学校内(太田1661)	62-3956	1	30	30	5
13	吉田学童保育室	吉田小学校内(下吉田3833)	77-2777	1	45	64	7
14	荒川学童保育室	荒川東小学校内(荒川上田野1755)	54-1120	1	50	44	6
学童保育室合計							
				15	625	583	81
1	秩父第一小学校	上宮地町36番11号	22-0003	1	30	31	3
2	花の木小学校	上町二丁目21番37号	22-0607	1	25	27	3
3	西小学校	金室町9番46号	22-0221	2	60	57	6
4	南小学校	野坂町二丁目14番29号	22-1299	1	25	26	3
5	尾田蒔小学校	寺尾2375番地	23-9123	1	25	29	3
6	原谷小学校	大野原2991番地	22-0844	2	60	58	6
7	久那小学校	久那2183番地1	22-1530	1	25	22	3
8	高篠小学校	山田2619番地	22-0659	1	30	29	3
9	大田小学校	太田1661番地	62-0651	1	25	25	3
10	影森小学校	下影森1104番地	22-0779	1	25	33	3
11	吉田小学校	下吉田3833番地	77-0014	1	25	23	3
12	荒川東小学校	荒川上田野1755番地	54-1009	1	25	25	3
13	荒川西小学校	荒川費川840番地	54-0004	1	25	24	3
				15	405	409	45

ふれあい学校合計

秩父市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

1 コミュニティ・スクールとは？

学校運営協議会制度に基づき、「学校運営協議会」を設置している学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。

秩父市では、平成29年度にモデル校として、尾田蒔小学校、尾田蒔中学校、影森中学校に学校運営協議会を設置しました。

コミュニティ・スクールは、学校運営の課題に対して広く保護者や地域の皆様が参画できる仕組みです。子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わるすべての人に様々な魅力が広がっていくと考えられます。

秩父市では、平成30年度、市内のすべての小・中学校が、コミュニティ・スクールに移行します。

2 コミュニティ・スクールと「地域とともにある学校」づくり

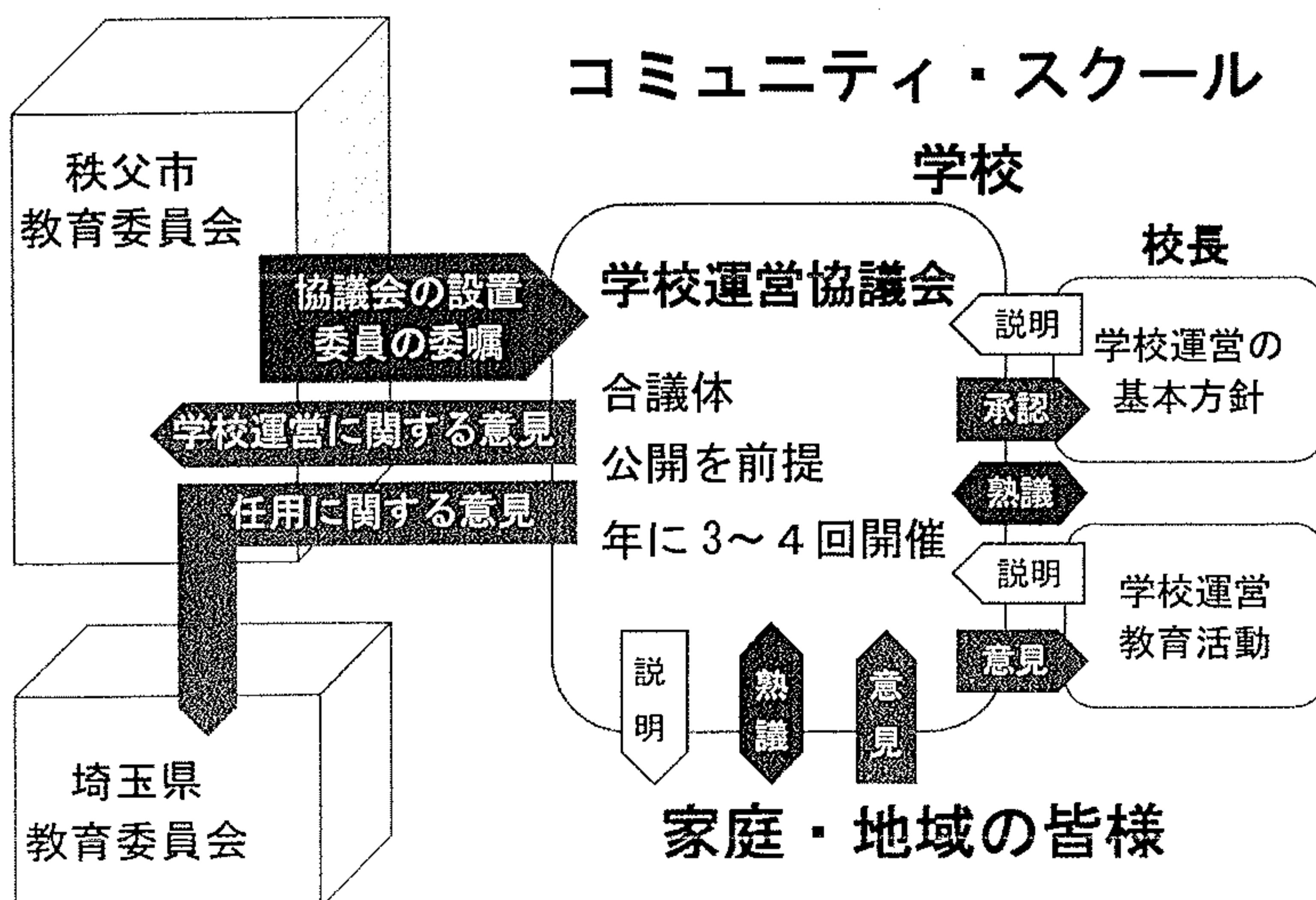
これから地域を担う子どもたちを育てていくために、学校は大きく変わろうとしています。これまでの「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」として、地域の皆様と協働して取り組んでいきます。

また、学校を地域のコミュニティづくりの中心として位置づけ、子どもと大人がともに学べる環境を作り出していくことが求められています。これらの役割を担っているのが、コミュニティ・スクールです。

3 学校運営協議会の委員と運営

コミュニティ・スクールの中心となる学校運営協議会は、保護者、地域住民、校長、学識経験者などから、秩父市教育委員会が任命した、12人以内の委員から構成されます。委員の任期は2年とし、再任が可能です。会議は、定例の会議が年に3～4回行われ、公開を原則としています。地域の皆様の様々な意見を取り上げながら、コミュニティ・スクールを推進していきます。

※ コミュニティ・スクールへの移行にともない、学校評議員は設置しません。



秩父市教育研究所

所 在 地

教育研究所事務局 秩父市熊木町 8 番 15 号（歴史文化伝承館 2 階）

電話 0494-22-2446 FAX 0494-23-9294

教育相談室 秩父市荒川上田野 1734 番地 6（荒川総合支所 2 階）

電話 0494-26-6321 FAX 0494-26-6323

1 基 本 方 針

秩父市教育研究所は、教育に関する基本的調査並びに教育の理論と実践に関する研究と教育関係職員の研修を行うことを目的として、平成 17 年 4 月 1 日に設置された。

秩父市教育の現状と課題を踏まえ、21 世紀に生きる子ども一人一人の可能性を最大限に伸長し、秩父市の未来を担う人材を育成するための教育研究を「秩父市学校創造グランドデザイン」に基づき推進する。教育研究所条例では、次のような業務が規定されている。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 教育に関する資料の収集及び提供に関すること。
- (5) その他教育の充実と振興を図るために必要な事項。

2 組 織 構 成

秩父市教育研究所条例及び同条例施行規則に基づき、所要の職員が配置されている。本年度は、主任指導主事を兼務する所長のほか、学校教育課を兼務する指導主事 5 名、事務職員 1 名の合計 7 名で構成されている。また、教育委員会事務局付の指導主事を含め、連携を図りながら、学校等への指導業務に当たっている。

このほか、教育研究所内に、秩父市教育相談室が設置され、合わせて 5 名の教育相談員が児童生徒や保護者への教育相談及び適応指導教室（ひまわり教室）に通級する児童生徒の指導に当たっている。また、埼玉県スクールソーシャルワーカー及び秩父市スクールソーシャルワーカー（教育相談員と兼務）を配置し、児童生徒の環境改善に向けて、関連機関との連携を図っている。

3 事 業 内 容

(1) 学校訪問等による指導

ア 北部教育事務所秩父支所と連携した学校訪問

埼玉県教育局北部教育事務所秩父支所教育支援担当・学力向上推進担当と連携し、教育課程（学習指導・教育計画等）、学校経営等に関する指導・支援を実施する。

イ 学校からの要請による指導訪問

小・中学校、幼稚園からの要請に基づき、幼稚園の各領域に関する授業研究、各

教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間、並びに校内研修テーマに基づく研究・実践への指導・支援を実施する。

ウ 研究指定校・委嘱校等支援

研究指定校・委嘱校としての研究に対して、学校等の要請に応じて指導・支援を実施する。

番号	研修会等名	概要
1	少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業	・小規模校を存続させつつ小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化するために、少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育を推進する。 (大田小学校、大田中学校)
2	「未来を生き抜く人財育成」学力保障スクラム事業	・小学校中学年に専科加配教員を配置し、学級担任とのチームティーチングや授業外の学習支援等を行うことで、学力向上を図る。(原谷小学校)
3	インターナショナルセーフスクール事業	・学校における心身の安全・安心対策への仕組みを構築することを目的とした取組。平成27年度に取得した国際認証の再認証取得を平成30年度を目指す。 (秩父第二中学校、花の木小学校、南小学校)

(2) 研修会・講座等の開催

ア 教師力向上研修会

番号	研修会等名	概要
4	若い教師のための学級経営講座 ～秩父師範塾～	・教職2年次から9年次までの若い教員を対象に、学級経営上の課題についてのワークショップ型研修を実施し、望ましい学級集団を育成できる力を育てる。
5	生徒指導育成プログラム研修会	・小・中学校の教員を対象に、様々な活動や学習方法の体験型の研修を実施し、子どもを健全に育成するためのプログラムの習得を目指す。

イ 授業づくり研修講座

番号	研修会等名	概要
6	外国語活動研修会	・外国語活動の指導方法等の改善に向け、授業研究や研究協議等を通して情報交換を行い、外国語活動の充実を目指す。
7	小学校外国語活動担当教員集中研修会	・新学習指導要領の完全実施を前に、小学校外国語活動担当教員が英語指導力及び英語力を身につけ、外国語活動における授業力の向上を図る。
8	中学校英語科教員授業力向上研修会	・中学校英語科教員の授業力向上に向け、優れた英語授業の参観や研究協議を行い、学力向上を目指した新たな指導方法やスキルの獲得を目指す。
9	外国語指導助手(ALT)担当者連絡会議	・外国語指導助手(ALT)の各幼稚園、小・中学校における活動及び活動状況について、実践研修及び情報交換等を行うことにより、ALTのより一層の効果的な活用の充実を図る。

10	中学校学力向上授業研究会	・全国学力・学習状況調査結果で課題のある問題を明確にし、その内容の定着を図る目的で、学力調査の問題やアイデア例等を活用したモデル授業を行う。
11	中学校模擬授業研究会（国語、算数・数学、英語）	・調査結果を活用した授業やアクティブラーニングを導入した授業など、教師が児童・生徒役になって授業を行うことで授業力の向上を図る。

ウ 個を大切にする研修講座

番号	研修会等名	概要
12	生徒指導・教育相談中級研修会	・生徒指導・教育相談の推進者として必要な理論・技法、態度等を習得し、生徒指導の組織と活動の充実に積極的に寄与できる実践力の向上を図る。
13	さわやか相談員研修会	・さわやか相談員と学校職員・家庭・関係機関との連携の進め方や具体的な事例について協議し、さわやか相談員の資質の向上を図る。

エ チャレンジスクール事業

番号	研修会等名	概要
14	小学生と高校生のふれあい体験	・小学生が、各専門学科に所属する高校生から支援を受けて体験的な学習に取り組むことにより、異年齢交流を図るとともに、学習意欲の向上を図る。
15	理科おもしろ実験教室	・理科を苦手とする児童が増える中で、小学生が、実際に実験や体験をすることにより、理科の本質や魅力に迫り、「理科大好き人間」を育成する。

オ 英語土曜学習事業

番号	研修会等名	概要
16	英語土曜学習～英検道場～	・土曜日に、英検取得を目指した中学生対象の講座を実施し、英検合格に向けた実践的な学習を通して、英語の基礎学力の向上を図り、英検合格を目指す。
17	英語土曜学習～イングリッシュ・アンバサダークラス～	・英語の基礎学力の定着・向上を図り、習得した英語の知識を活用する実際の場を設定し、状況や場面に応じて、英語をツールとして使える人材を育成する。

カ 地域教育力活用モデル事業

番号	研修会等名	概要
18	チチブアフタースクールスタディ～夜勉～	・地域人材（学習ボランティア）による学習支援の機会を設けることで、小学生・中学生の学力向上を図る。木曜日の夜に年間20回実施。

キ 初任者研修・経験者研修

番号	研修会等名	概要
19	初任者研修施設体験研修	・新任教員を対象に、現職研修の一環として、県教委と連携して実施する。市内の施設等における体験研修を通して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

(3) 推進委員会の開催

ア 学力向上推進委員会

- 組織 委員長（校長）、主幹教諭、教務主任、研究主任等
- 主な活動 各学校の学力の課題を明確にし、指導方法の工夫改善を図る。
- 実施回数 年間4回

イ 英語教育推進委員会

- 組織 委員長（校長）、小・中学校外国語活動主任及び英語科主任等
- 主な活動 新学習指導要領完全実施に向けて、小学校外国語活動及び小学校英語科の授業モデル等を検討する。
- 実施回数 年間4回

ウ I C T活用教育推進委員会

- 組織 委員長（校長）、小・中学校の情報教育主任等
- 主な活動 I C T機器を効果的に活用した指導方法の工夫改善を図る。
- 実施回数 年間3回

エ 体力向上推進委員会

- 組織 委員長（校長）、小・中学校の体育主任
- 主な活動 各学校の体力の課題を明確にし、指導方法の工夫改善を図る。
- 実施回数 年間2回

オ いじめ・不登校対策推進委員会

- 組織 委員長（校長）、生徒指導主任等
- 主な活動 学校内の組織的な対応のあり方や指導援助の進め方等についてスキルアップを図る。

カ 中学校部活動の負担軽減推進委員会

- 組織 委員長（校長）、教頭代表、体育担当代表、特活担当代表
- 主な活動 中学校部活動の負担軽減について検討する。

(4) 外国語指導助手配置事業

グローバル化に対応した教育施策の一環として、国際理解教育、英語活動及び英語教育を一層充実するため、市内公立幼稚園、小・中学校に外国語指導助手（ALT）を9人配置する。幼稚園、小・中学校を9グループに編成し、訪問計画を作成する。また、外国語活動コーディネーター4名を小学校に派遣し、外国語活動の授業の工夫改善を図る。

(5) 教育相談事業（教育相談の34ページを参照）

(6) 教育に関する調査・研究

ア 各種教育課題に関する調査・研究

各学校が、児童生徒の学力の向上や体力の向上を図り、いじめや不登校問題の未然防止、早期対応等のために、小・中学校の連携を今まで以上に推進し、さまざまな取組を進めていくことが重要である。そこで、効果的な小・中学校の連携方法や取組について調査・研究を進める。

イ 指導資料等の編集

小学校3・4年生の社会科授業の補助資料である社会科副読本については、学習指導のための各種資料、データ等の入手や活用が困難な場合が生じている。そこで、社会科副読本を補う資料を授業に生かし、児童が主体的に学習を進められるよう、指導資料を編集・作成する。

ウ 学力調査結果の分析・研究

国語、算数・数学、英語の3部会から成る教科研究委員会を組織し、全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査の結果分析を行う。校長会や学力向上推進委員会に於いて、分析結果やその傾向、対策について情報共有するとともに、「課題の有る問題」の抽出からワークシート集を作成し、市教委作成「評価テスト」を実施する。

エ その他各種調査の実施

児童生徒の学習状況、学習への取り組み方、学校や家庭生活の状況、及びさまざまな教育活動に対する現状や意識等について、必要に応じて調査を実施し、その結果を今後の教育施策の資料とする。

オ ICT教育の推進のための研究

基礎・基本の確実な定着と思考力・表現力の育成を図るために、ICT機器（タブレット端末等）及び教育支援ソフトの活用方法を研究し、それらを活かした授業づくりを行う。

カ 紀要及び教育実践・研究集録等の編集・発行

教育研究所の事業内容を「秩父市教育研究所紀要」として編集・発行する。また、秩父市の学校や教職員の研究・実践の概要を「秩父教育」として編集・発行する。これらの刊行物を各学校及び教育関係機関に配布し、秩父市の教育の発展に資する。

教 育 相 談

1 概 要

(1) 教育相談室の目的

児童生徒、保護者等の教育上の相談に応じ、悩みや不安を受け止める。

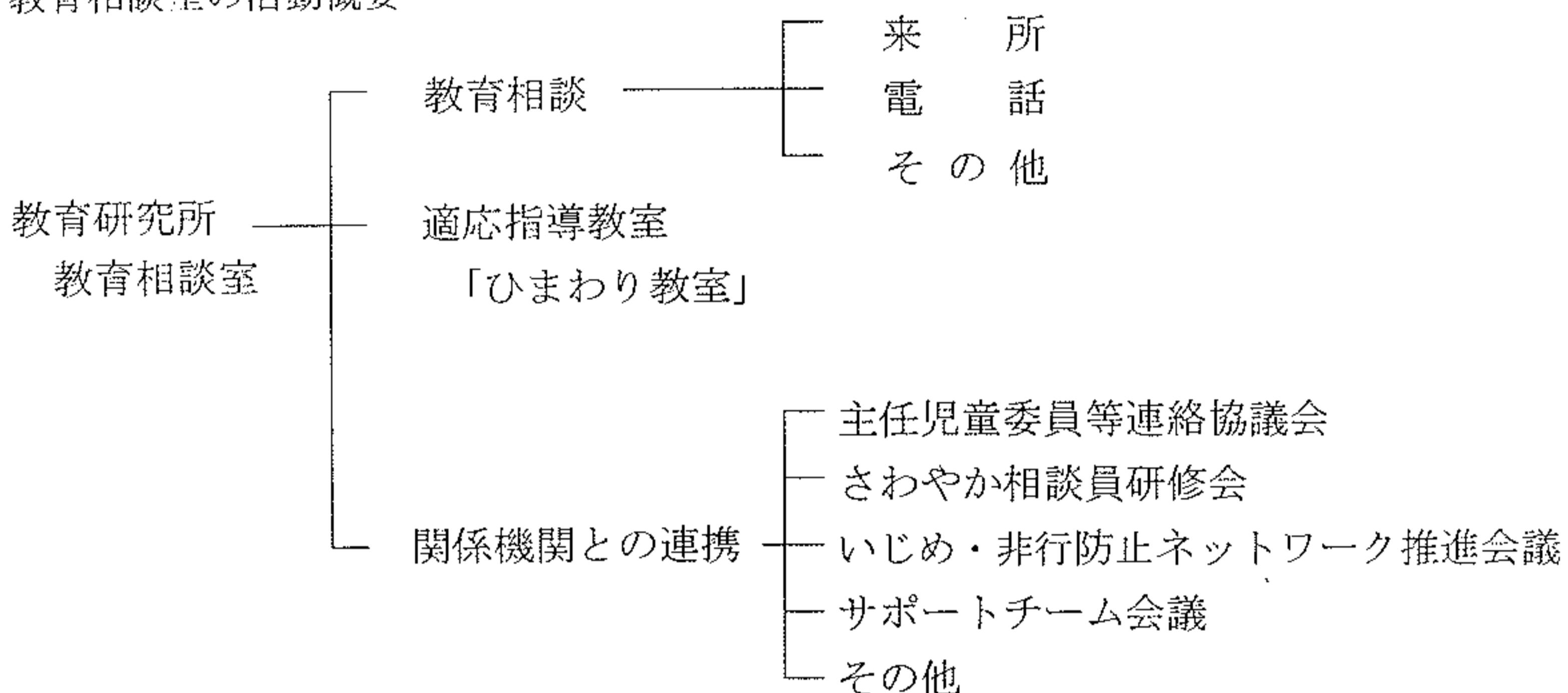
不登校児童生徒の学校復帰への支援・援助を行い、不登校児童生徒を減少させる。

(2) 教育相談室の体制

教育相談員兼スクールソーシャルワーカー 5名

臨床心理士 1名

(3) 教育相談室の活動概要



(4) 所在地

・秩父市教育相談室 秩父市教育研究所内（荒川総合支所 2階）

・「ひまわり教室」 秩父市荒川上田野 1734-6

電話 26-6321 FAX 26-6323

(5) 開設日時

月～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く） 午前 9 時～午後 5 時

2 教育相談実施状況

(1) 教育相談件数と延べ教育相談回数の推移

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相 談 件 数	5 8	5 5	6 5	5 7	6 3
相 談 回 数	1, 5 3 0	1, 6 5 1	1, 7 3 1	1, 6 1 6	1, 3 3 8

(2) 平成 29 年度の教育相談内容

不 登 校 の 克 服	3 6 件	学 校 等 へ の 要 望	0 件
人間関係のトラブル・いじめ	3 件	非 行 ・ 問 題 行 動 関 連	5 8 件
学 業 不 振 ・ 学 習 不 安	2 1 件	そ の 他	1 4 件

(3) 平成 29 年度の形態別教育相談回数

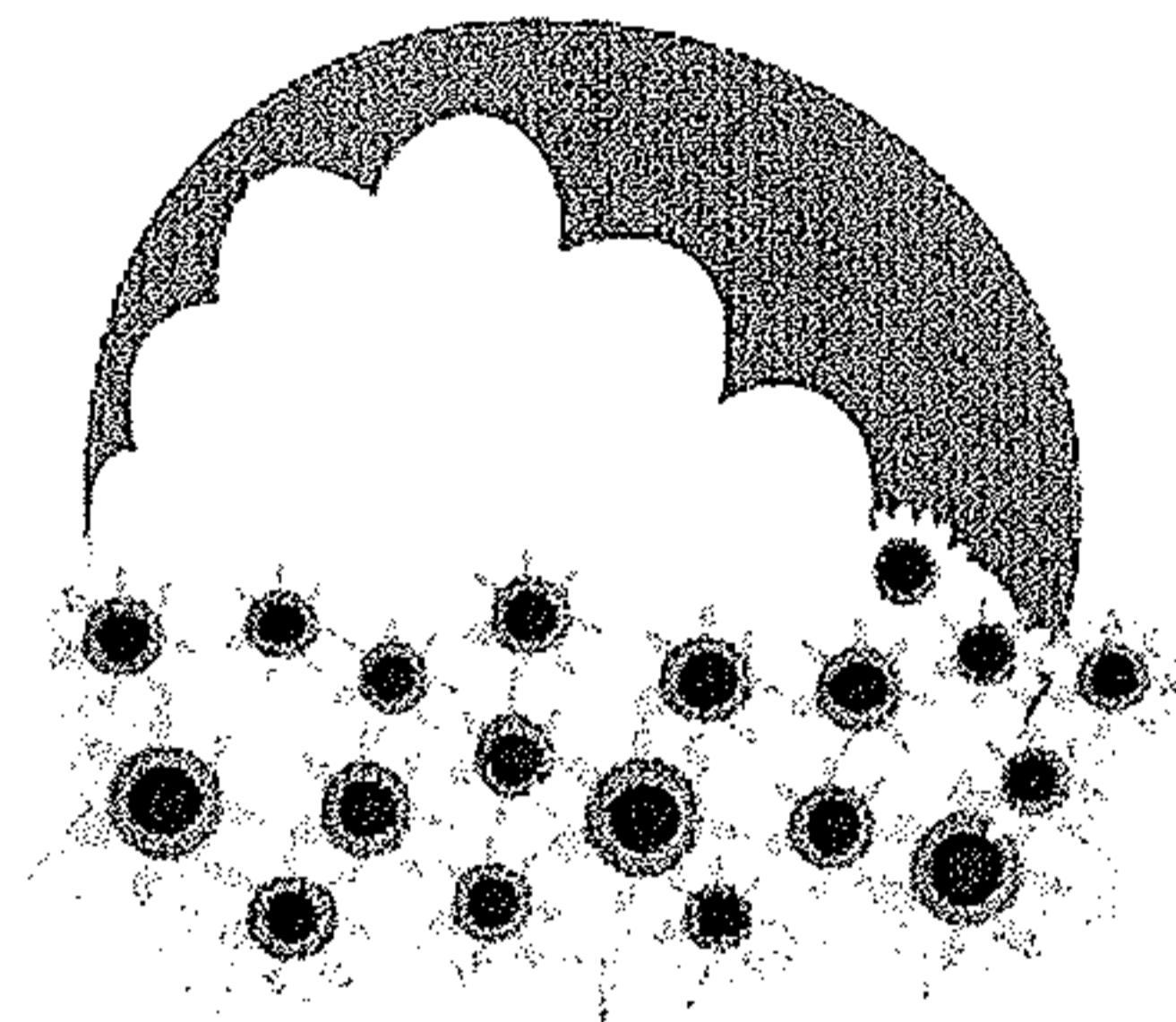
来 室	307回	自 宅 訪 問	0回	各 機 関 と の 連 携	384回
電 話	294回	学 校 訪 問	73回	適 応 指 導	280回

3 適応指導教室〔ひまわり教室〕

平成 11 年度から開設した「適応指導教室」は、現在では、「ひまわり教室」として荒川総合支所 2 階に設置されている。不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、自立及び学校生活への対応にかかわる支援・指導を行い、学校への復帰を目指している。また、児童生徒の学習支援の向上にも努め、不登校児童生徒の自立支援に取り組んでいる。

○適応指導教室入級者数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小 学 生	2	2	0	0	1
中 学 生	8	11	10	9	3
合 計	10	11	10	9	4



奨学金制度

高等学校、専門学校、各種学校、大学等に入学が決定した方および在学中の方に「奨学金」、大学に入学が決定した学生の保護者の方に「入学準備金」の貸付を行う。いずれも無利子の貸付である。

1 入学準備金

対象および貸付額	大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く） 一時金 100万円以内
振込時期	入学前の2~3月中
償還期間	振込年の10月から4年以内
借受者	学生の保護者

(1) 申込資格

- 市内在住の方で市税を滞納していない方
- 大学に入学が決定（申請は入学予定で可）した学生の保護者で、入学準備金の調達が困難な方
- 入学準備金に相当する他の費用の貸付を受けていない方
- 保証人（市内在住で20歳以上60歳未満）を得られる方

(2) 平成29年度貸付実績

	新規貸付者（人）	貸付額（円）
入学準備金	2	1,300,000

2 奨学金

	武山育英資金	高山奨学資金	奨学資金
対象および貸付額	高校生：月額1万円以内 大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く）：月額5万円以内	専門学校生等（准看護学校・看護学校・専修学校・各種学校生、修業年限2年以上）：月額4万円以内	高校生：月額2万円以内 大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く）：月額4万円以内
振込時期	正規の修学期間内において、毎年5月と10月に6か月分をまとめて振り込み		
償還期間	貸付期間の終了した翌月から10年以内	貸付期間の終了した翌月から8年以内	貸付期間の終了した翌月から10年以内
借受者	学生または生徒	学生	学生または生徒

(1) 申込資格

- 保護者が市内に在住しており、保護者が市税を滞納していない方
- 学校長の推薦を得られる方
- 学校に入学が決定し、または在学中で、学資の支出が困難な方
- 奨学金に相当する他の学資の貸付を受けていない方
- 保証人（市内在住で20歳以上60歳未満）を得られる方

(2) 平成29年度貸付実績

	新規貸付者（人）	貸付額（円）
武山育英資金	11	6,600,000
高山奨学資金	3	1,440,000
奨学資金	2	840,000

学 校 保 健

1 就学時の健康診断に関すること

市の教育委員会は学校保健安全法第11条に基づいて、就学時の健康診断を行っている。

就学時の健康診断は、就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い就学予定者的心身の状況を把握し健康上適切な就学についての指導を行い、義務教育の円滑な実施に資するためのものである。

〈概要〉

1 期間 10月～11月中旬

2 場所 市内小学校 13校

3 対象 小学校への就学予定者

4 検査項目

- (1) 栄養状態
- (2) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常
- (3) 視力及び聴力
- (4) 目の疾病及び異常の有無
- (5) 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- (6) 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- (7) その他の疾病及び異常の有無

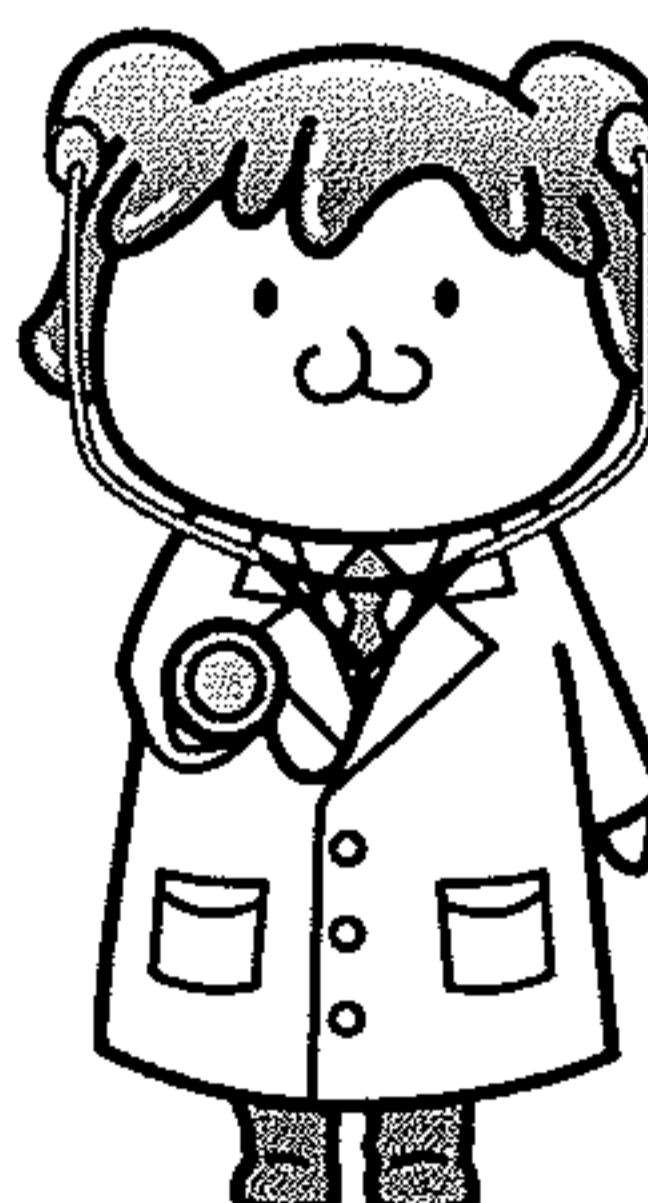
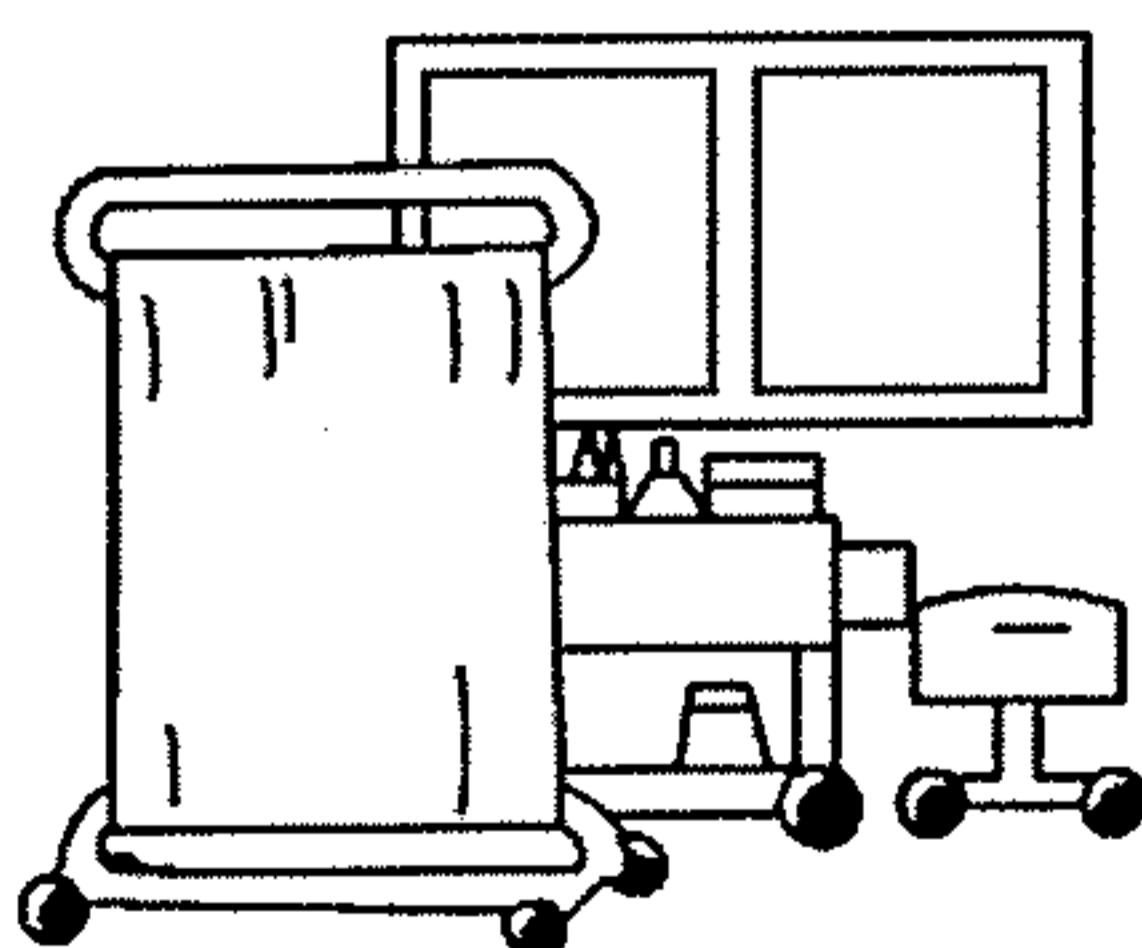


耳鼻科健診

2 幼児・児童及び生徒の健康診断に関すること

学校においては、学校保健安全法第13条に基づいて毎学年定期的に、幼児・児童及び生徒の健康診断を行っている。定期健康診断の結果に基づき、学校では疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置を取らなければならない。

その検査結果は保護者へ21日以内に通知することとなっている。



学 校 給 食

1 学校給食の意義と目標

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、望ましい食習慣を形成し、食事を通して好ましい人間関係の育成に努め、心身の健全な発達に資している。

《目標》

- 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 食糧の生産・配分及び消費について正しい理解に導くこと。

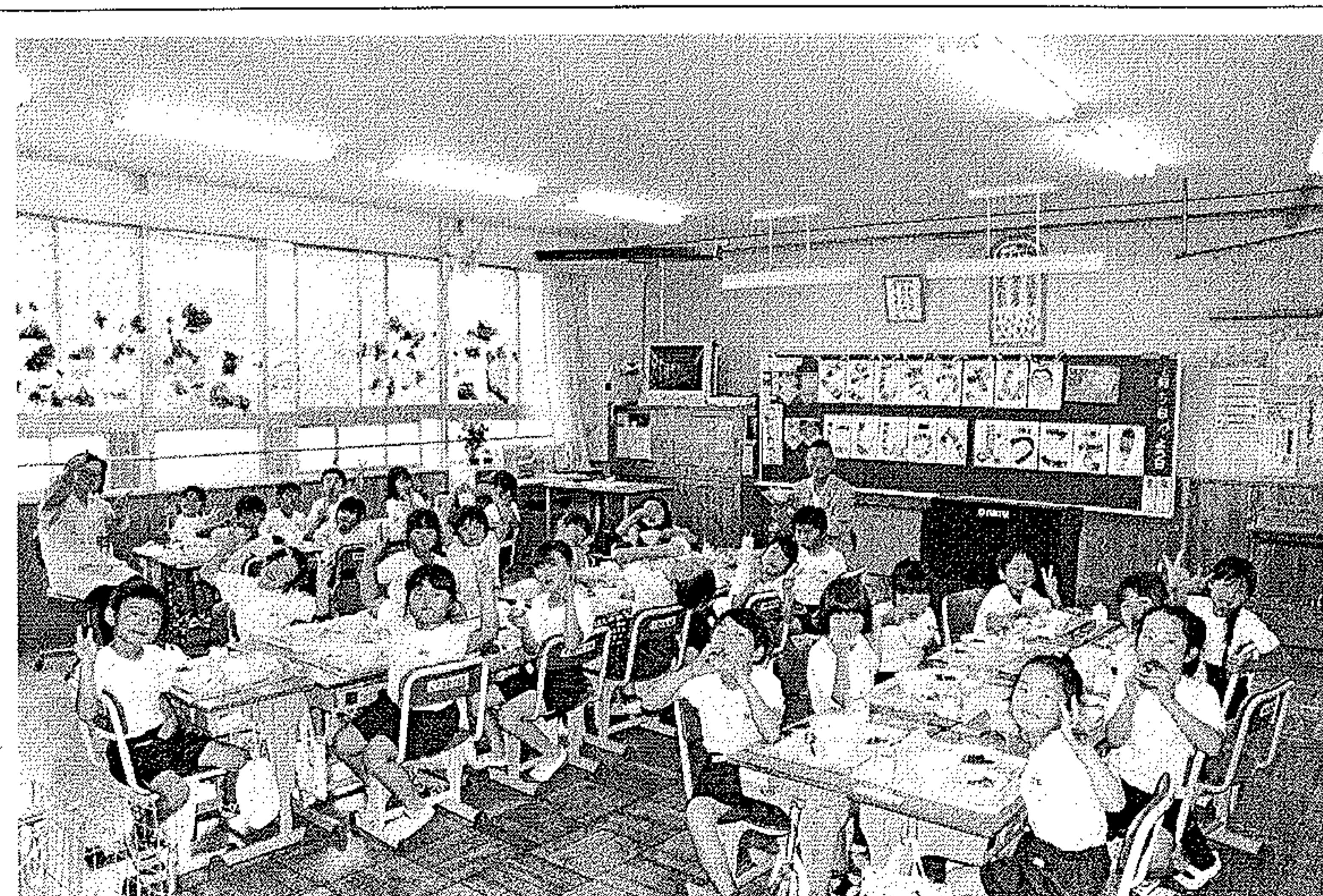
2 給 食 施 設

給食調理場 6カ所

秩父第一小学校共同調理場・原谷小学校共同調理場

影森小学校共同調理場・秩父第一中学校共同調理場

荒川共同調理場・北部共同調理場



西小学校給食試食会

3 給 食 数

調理場名	給食数	内 容
秩父第一小学校 共同調理場	1,102	第一小 179 花 小 364 西 小 371 南 小 188
原谷小学校 共同調理場	897	原谷小 612 高篠小 285
影森小学校 共同調理場	491	影森小 378 久那小 87 久那幼 26
秩父第一中学校 共同調理場	1,330	第一中 629 第二中 295 影森中 249 高篠中 157
荒川共同調理場	413	荒川東小 177 荒川西小 70 荒川中 156 荒川幼 10
北部共同調理場	1,000	尾田蒔小 226 尾田蒔中 122 大田小 124 大田中 59 吉田小 238 吉田中 144 吉田幼 87
調理場合計	5,233	小学校 3,299 中学校 1,811 幼稚園 123

4 給 食 費 (月額)

	提供 食材費	徴収回数	年間 食材費	給食日数	平均 1食単価
幼稚園	3,200 円	12 ヶ月	38,400 円	180 回	213 円
小学校	4,000 円	12 ヶ月	48,000 円	186 回	258 円
中学校	4,800 円	12 ヶ月	57,600 円	186 回	310 円

5 献 立

1週間（土・日を除く）の献立内容は、米飯3日・パン2日（月2回めん）となっている。

6 秩父市子育て支援学校給食費助成金

(1) 助成金の目的

市は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小・中学部までに在籍している児童又は生徒の保護者に対し、学校給食に要する経費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を拡充することを目的とする。

(2) 助成金の内容

助成金額	小学校 1人当たり 年額 12,000 円(月額 1,000 円) 中学校 1人当たり 年額 14,400 円(月額 1,200 円) ※次の要件に該当する場合、助成金額が減額となる。 <ul style="list-style-type: none">・国または地方公共団体の負担において、学校給食費の給付を受けている。・欠食等による返金を受けている。・年度途中に転出入している。
申請時期	2月下旬～3月上旬
振込時期	5月中旬
対象者	①小中学校及び特別支援学校の小・中学部までに児童等が在籍していること ②市内に住所があること ③学校給食費に滞納がないこと

